

平成18年9月分(10月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

健康保険料率 : 平成18年3月分 ~ 適用
 厚生年金保険料率 : 平成18年9月分 ~ 平成19年8月分 適用
 児童手当拠出金率 : 平成17年4月分 ~ 適用

【厚生年金保険】一般の被保険者の方(厚生年金基金に加入する方は除く。)

標準報酬			報酬月額	政府管掌健康保険料				厚生年金保険料	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者	
等級	月額	日額		健康保険料率		健康保険料率		厚生年金保険料率	
				8.2%		9.43%		14.642%	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
			円以上 円未満						
1	98,000	3,270	~ 101,000	8,036	4,018	9,241.4	4,620.7	14,349.16	7,174.58
2	104,000	3,470	101,000 ~ 107,000	8,528	4,264	9,807.2	4,903.6	15,227.68	7,613.84
3	110,000	3,670	107,000 ~ 114,000	9,020	4,510	10,373.0	5,186.5	16,106.20	8,053.10
4	118,000	3,930	114,000 ~ 122,000	9,676	4,838	11,127.4	5,563.7	17,277.56	8,638.78
5	126,000	4,200	122,000 ~ 130,000	10,332	5,166	11,881.8	5,940.9	18,448.92	9,224.46
6	134,000	4,470	130,000 ~ 138,000	10,988	5,494	12,636.2	6,318.1	19,620.28	9,810.14
7	142,000	4,730	138,000 ~ 146,000	11,644	5,822	13,390.6	6,695.3	20,791.64	10,395.82
8	150,000	5,000	146,000 ~ 155,000	12,300	6,150	14,145.0	7,072.5	21,963.00	10,981.50
9	160,000	5,330	155,000 ~ 165,000	13,120	6,560	15,088.0	7,544.0	23,427.20	11,713.60
10	170,000	5,670	165,000 ~ 175,000	13,940	6,970	16,031.0	8,015.5	24,891.40	12,445.70
11	180,000	6,000	175,000 ~ 185,000	14,760	7,380	16,974.0	8,487.0	26,355.60	13,177.80
12	190,000	6,330	185,000 ~ 195,000	15,580	7,790	17,917.0	8,958.5	27,819.80	13,909.90
13	200,000	6,670	195,000 ~ 210,000	16,400	8,200	18,860.0	9,430.0	29,284.00	14,642.00
14	220,000	7,330	210,000 ~ 230,000	18,040	9,020	20,746.0	10,373.0	32,212.40	16,106.20
15	240,000	8,000	230,000 ~ 250,000	19,680	9,840	22,632.0	11,316.0	35,140.80	17,570.40
16	260,000	8,670	250,000 ~ 270,000	21,320	10,660	24,518.0	12,259.0	38,069.20	19,034.60
17	280,000	9,330	270,000 ~ 290,000	22,960	11,480	26,404.0	13,202.0	40,997.60	20,498.80
18	300,000	10,000	290,000 ~ 310,000	24,600	12,300	28,290.0	14,145.0	43,926.00	21,963.00
19	320,000	10,670	310,000 ~ 330,000	26,240	13,120	30,176.0	15,088.0	46,854.40	23,427.20
20	340,000	11,330	330,000 ~ 350,000	27,880	13,940	32,062.0	16,031.0	49,782.80	24,891.40
21	360,000	12,000	350,000 ~ 370,000	29,520	14,760	33,948.0	16,974.0	52,711.20	26,355.60
22	380,000	12,670	370,000 ~ 395,000	31,160	15,580	35,834.0	17,917.0	55,639.60	27,819.80
23	410,000	13,670	395,000 ~ 425,000	33,620	16,810	38,663.0	19,331.5	60,032.20	30,016.10
24	440,000	14,670	425,000 ~ 455,000	36,080	18,040	41,492.0	20,746.0	64,424.80	32,212.40
25	470,000	15,670	455,000 ~ 485,000	38,540	19,270	44,321.0	22,160.5	68,817.40	34,408.70
26	500,000	16,670	485,000 ~ 515,000	41,000	20,500	47,150.0	23,575.0	73,210.00	36,605.00
27	530,000	17,670	515,000 ~ 545,000	43,460	21,730	49,979.0	24,989.5	77,602.60	38,801.30
28	560,000	18,670	545,000 ~ 575,000	45,920	22,960	52,808.0	26,404.0	81,995.20	40,997.60
29	590,000	19,670	575,000 ~ 605,000	48,380	24,190	55,637.0	27,818.5	86,387.80	43,193.90
30	620,000	20,670	605,000 ~ 635,000	50,840	25,420	58,466.0	29,233.0	90,780.40	45,390.20
31	650,000	21,670	635,000 ~ 665,000	53,300	26,650	61,295.0	30,647.5		
32	680,000	22,670	665,000 ~ 695,000	55,760	27,880	64,124.0	32,062.0		
33	710,000	23,670	695,000 ~ 730,000	58,220	29,110	66,953.0	33,476.5		
34	750,000	25,000	730,000 ~ 770,000	61,500	30,750	70,725.0	35,362.5		
35	790,000	26,330	770,000 ~ 810,000	64,780	32,390	74,497.0	37,248.5		
36	830,000	27,670	810,000 ~ 855,000	68,060	34,030	78,269.0	39,134.5		
37	880,000	29,330	855,000 ~ 905,000	72,160	36,080	82,984.0	41,492.0		
38	930,000	31,000	905,000 ~ 955,000	76,260	38,130	87,699.0	43,849.5		
39	980,000	32,670	955,000 ~	80,360	40,180	92,414.0	46,207.0		

(単位:円)

健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせください。

厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「14.642%」から免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

厚生年金保険の場合、報酬月額が「605,000円以上」のときは「30等級」となります。

「介護保険第2号被保険者」とは、「40歳以上65歳未満の方」になります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額となります。なお、同じ月に2回以上賞与が支給された場合の標準賞与額は、各賞与額を合算した金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となります。

また、標準賞与額は1ヶ月あたりの上限額が定められており、健康保険の場合は200万円、厚生年金保険と児童手当拠出金の場合は150万円となります。

児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。

この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の0.9）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、51銭以上のときは切り上げて1円となります。

被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。